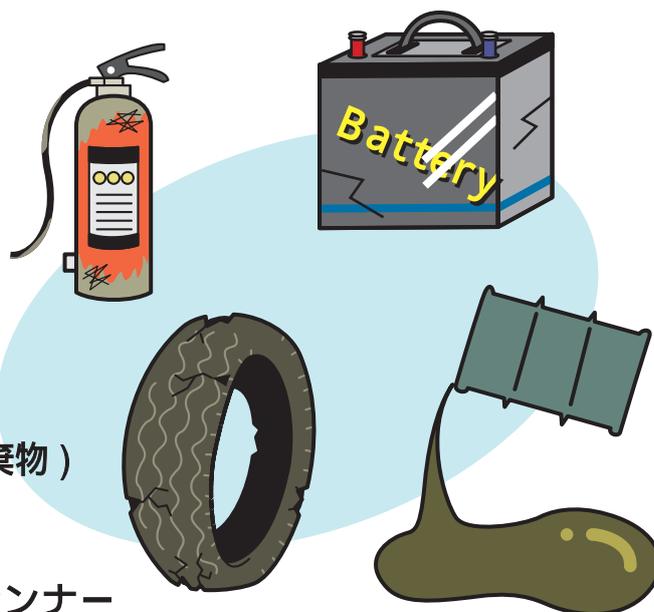


# 処理 できないもの



産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物)  
家屋解体の廃材等

バッテリー・消火器・火薬・廃油・シンナー  
薬品・農薬・塗料缶等

危険を有するもの(引火性及び爆発性があるもの)

クリーンセンターで扱えないもの  
自動車のタイヤ、石膏ボード等

火気のあるもの  
燃えがら、灰類の火気が残っているもの

汚泥、多量の水気・油分を含むもの

家庭用パソコン本体・ディスプレイ

詳しくは吉野三町村クリーンセンターまで  
お問い合わせください

**TEL 0746-32-1275**



経済産業省イラスト集出典

